

参 考 資 料

資料 1 令和 2 年度一般廃棄物処理実施計画

資料 2 令和元年度 苫小牧市一般廃棄物収集運搬業・処分業許可業者一覧

資料 3 苫小牧市清掃事業年表

令和2年度一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により、令和2年度の一般廃棄物処理実施計画を定め、苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第14条第1項に基づき、下記のとおり告示する。

令和2年4月1日

苫小牧市長 岩倉博文

記

- 1 計画期間 令和2年4月1日～令和3年3月31日
- 2 処理区域 苫小牧市全域
- 3 処理計画量
 (1) ごみ処理量 収集対象人口 171,383人

計 画 収 集	家 庭 系	燃やせるごみ	23,772 t
		燃やせないごみ	1,735 t
		資源物	7,272 t
		大型ごみ	1,305 t
		計	34,084 t
自 己 搬 入	家 庭 系	燃やせるごみ	21,154 t
		燃やせないごみ	1,273 t
	事 業 系	資源物	131 t
		大型ごみ	293 t
		計	22,851 t
合 計		56,935 t	

(2) し尿処理量

計 画 収 集	委 託	13,599kl
---------	-----	----------

(3) 浄化槽

ア 生活排水への適正処理の働きかけ

汚水処理人口普及率は99%以上で推移しているが、地域の環境保全及び公衆衛生の向上を図るため、今後も合併処理浄化槽の普及を推進しながら、適正な処理を継続していく必要がある。

イ 浄化槽汚泥等の処理量

業 者 搬 入	浄 化 槽 汚 泥	3,586kl
	雑 排 水	366kl
	計	3,952kl

4 関係を有する他の市町村からの受け入れ

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第4項に基づき、再生利用を目的とするもの限り受け入れるものとし、その種類、処理量を定める。

- ・ プラスチック 18t
- ・ その他（紙くず、木くず等） 650t

(2) 北海道の策定した「ごみ処理の広域化計画」に基づき安平・厚真行政事務組合からの受け入れを行う。

構成町：安平町、厚真町

受け入れる廃棄物

- ・ 燃やせるごみ 1,665t
- ・ 燃やせないごみ 162t
- ・ 資源物 193t
- ・ プラスチック 239t
- ・ 破砕不燃物 67t
- ・ 紙類 270t
- ・ せん定枝 30t
- ・ 蛍光管 1t
- 計 2,627t

(3) 本市に設置される特定家庭用機器再商品化法第17条に規定する指定取引場所を以下に示す。

- ・日立物流ダイレックス株式会社 苫小牧物流センター
苫小牧市新開町3丁目7番1号
- ・株式会社鈴木商会 道南支店苫小牧事業所
苫小牧市晴海町17番地の3

5 関係を有する他の市町村への搬入

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条第1項において「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」とされているが、当市の区域内で発生する下記の廃棄物は、区域内に適正処理が可能な施設がないことから、当該廃棄物の処理施設を有する市町村への搬入を行う。

(1) 北見市への搬入

- ・蛍光管 8トン
- ・乾電池（蓄電池を含む） 32トン

(2) 千歳市への搬入

- ・小動物（鹿）の死体 3トン

(3) 平取町外2町衛生施設組合への搬入

（積み替え保管場所：日高町）

- ・小動物（鹿）の死体 16トン

6 排出抑制、減量化の方策

(1) 食品ロス削減運動事業

食品ロス削減啓発として、食品保存方法や冷蔵庫整理整頓方法の紹介、フードドライブ事業、ニコとま（2510）運動の他、食材を上手に使いきる「使いきり」や食べる分だけ調理する「食べきり」、生ごみの重量を減らすための「水きり」の「生ごみ3きり運動」を実践してもらうため、イベントや広報活動などを通じて、普及啓発を実施する。

(2) 生ごみ堆肥化容器、密閉式堆肥化容器並びに電動生ごみ処理機購入者への助成制度及び電動生ごみ処理機の無料貸出制度

ごみの減量化、資源化を図るため、家庭から排出される生ごみの自家処理を推進し、購入者に対し助成金を交付する。また、電動生ごみ処理機を体験してもらうため最大1か月間無料貸出しを実施する。

(3) 生ごみ分解処理容器設置推進事業

家庭から排出される生ごみの自家処理として、キューロ及びトラッシュファミリー（生ごみ分解処理容器）の購入助成事業を実施する。

(4) 苫小牧市資源リサイクル団体連絡協議会

ごみの減量、資源化を全市的な運動とすることを目的に、資源回収登録団体の組織として設立され、集団回収活動が効率よく行われるよう情報提供及び資源回収団体の拡大等を行う。

また、リサイクルに対する知識を深めるため、再資源化企業の視察研修等も実施する。

(5) 資源回収団体奨励金制度

集団回収活動の推進を図るため、新聞紙、雑誌、ダンボール、アルミ類、びん類及び紙パックを対象に資源回収登録団体に対する奨励金制度を実施する。

(6) リサイクルハウス設置助成事業制度

集団回収団体における、資源物の一時保管場所の確保及び事業者が自主的に資源物を分別・保管し、リサイクルすることを促進するため、リサイクルハウス設置に係る助成制度を実施する。

(7) 事業系ごみの減量施策

事業系ごみの展開調査等を行い、必要に応じて減量計画書の提出を求めるほか、事業系ごみ分別・処理ガイドブックを活用し、事業者向けの出前講座や分別・処理説明会を開催し、ごみの適正な分別とリサイクルの推進を図る。

(8) 拠点回収による資源化促進事業

ごみ減量化、資源の有効利用促進を図るため、家庭用廃食油、古着・古布、古紙類（新聞紙・雑誌・ダンボール）及び使用済み小型電子機器を市内公共施設、スーパー（家庭用廃食油のみ）、家電量販店（蛍光管のみ）又はホームセンター（蛍光管のみ）等に回収拠点を設置し、リサイクルする事業を実施する。

(9) リサイクルプラザ若小牧の市民開放

家庭で不要になったがまだ使用できる家具・自転車などを修理し、展示、販売するとともに053リユース文庫の利用促進やリサイクル製品の展示、情報の提供を行う。

また、紙すきや布ぞうりづくり、各種講座を実施、さらには、リサイクル活動団体のイベント開催や交流の場として市民に開放することにより、ごみの減量及びリサイクルに対する意識啓発を促進する。

さらに、リサイクルプラザの機能拡充について、サテライト施設の内容の検討を進める。

(10) ごみ減量・リサイクルの意識啓発活動

広報とまこまい、クリーンとまこまいなどによる紙上啓発、出前講座・説明会、事業者への分別・減量指導、清掃施設見学会等を通して積極的な市民へのごみ減量・リサイクルの意識啓発に努める。

また、小学校環境教育副読本及び中学校副読本を活用した次世代市民向け講座を実施し、若い世代に対する意識啓発を促進する。

(11) エコストア認定制度

市と市民と店舗の三者が一体となり、ごみ減量化と循環型社会の構築を目指してノーレジ袋の推進やリサイクル商品の販売等、環境負荷への低減を積極的に行っている店舗や事業者に対して、市が環境にやさしいお店として認定する制度を実施する。

(12) ノーレジ袋・マイバッグ持参運動

市民、事業者、行政の協働による環境にやさしいライフスタイルの確立の一環として、マイバッグ持参・レジ袋削減に向けた取組みを推進し、市民や事業者の理解と協力が得られるよう啓発活動を行う。

(13) イベントごみ集積場機材貸出制度

町内会や自治会で実施するイベント会場において、ごみの散乱防止や正しい分別の促進を図るため、集積場機材の貸出しを行う。

(14) 資源物収集の継続実施と事業所における個人消費の取扱い

平成9年度から開始した缶・びん・飲料用紙パックの資源物収集、平成13年度から開始したペットボトルの資源物収集、平成22年度から開始したプラスチック並びに平成25年7月から開始した紙類及びせん定枝の資源回収を継続する。

また、事業所で個人が消費した缶・びん・飲料用紙パック、ペットボトル、プラスチック及び紙類については、家庭から排出される基準に準じて排出されることを条件に搬入することができ、さらに事業者にも積極的に資源物の分別収集を行うよう指導する。

缶 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ アルミ缶、スチール缶をアルミ、鉄の原料として再生利用

びん ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 生きびん及びびんの原料並びに路床、路盤、土壌改良用骨材などとして再利用

ペットボトル ・ ・ ・ ・ 繊維製品、容器などの原料として再生利用

紙パック ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ トイレットペーパーなどの原料として再生利用

プラスチック ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ プラスチックの原料や燃料などとして再生利用

紙類 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 固形燃料として再利用

せん定枝 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 木質ボードの原料又は固形燃料などとして再利用

(15) その他

平成19年度から環境教育の一環として行っている「ペットボトルキャップ集め」を実施する。回収されたペットボトルキャップの売却益を社会福祉貢献のため、認定NPO法人「世界の子どもにワクチンを日本委員会」へワクチン購入費として寄附する。

7 排出及び処理の方法

種 類	排出方法	収集方法	収集形態	処理方法	
一般家庭の日常生活から排出されるごみ ※	燃やせるごみ (有料)	・有料指定ごみ袋に入れ午前8時45分までにステーションに排出 ・スプレー缶及び携帯ボンベなどの有害ごみは、透明な別袋で排出。電池は透明な別袋で排出 (無料) ・おむつ類は透明な別袋で排出 (無料)	週2回ステーション収集	委託	沼ノ端クリーンセンターで焼却
	燃やせないごみ (有料)	有料指定ごみ袋に入れ午前8時45分までにステーションに排出	月1回ステーション収集	委託	沼ノ端クリーンセンターで破碎後、苫小牧市廃棄物埋立処分場で埋立
	資源 (無料)	缶・びん・ペットボトルは別の透明な袋に入れて、紙パックはひもで縛って午前8時45分までにステーションに排出	月2回ステーション収集	委託	中間処理施設により選別後、再生利用
		プラスチックは透明な袋に入れて午前8時45分までにステーションに排出	週1回ステーション収集	委託	中間処理施設により選別後、再生利用
		紙類は透明な袋に入れて午前8時45分までにステーションに排出	月2～3回ステーション収集	委託	処理施設で再生利用
		せん定枝は1m以下に切りそろえ、1m以内のひもなどで縛って、指定された場所へ排出	委託業者が電話受付により戸別収集	委託	処理施設で再生利用
大型ごみ (有料)	大型ごみ処理手数料シールを貼って指定された場所へ排出又は自己搬入	委託業者が電話受付により戸別収集	委託	沼ノ端クリーンセンターで破碎後、苫小牧市廃棄物埋立処分場で埋立	
事業・業 れ活 る動 一に 般伴 廃い 棄排 物出	燃やせるごみ (有料)	排出者自ら又は許可業者により沼ノ端クリーンセンターへ搬入し、焼却処理			
	資源 (無料)	排出者自ら又は許可業者により沼ノ端クリーンセンター又は中間処理施設場へ搬入し再生利用 ※事業所から排出される紙類、個人消費に伴う資源 (缶・びん・ペットボトル・紙パック) など			

※ 一部地域では、燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源の戸別収集を行っています。

8 施設の概要

施設名	所在地	受入時間と休業日
沼ノ端クリーンセンター	苫小牧市字沼ノ端2番地の25	受入時間 8:00～19:00 休業日 日曜日と1月1日から1月2日
苫小牧市廃棄物埋立処分場	苫小牧市字柏原13番地・221番地	受入時間 9:00～17:00 休業日 火・木・土・日曜日と1月1日から1月2日 ※沼ノ端クリーンセンターで受付が必要
西町し尿・雑排水処理施設	苫小牧市元町3丁目5番3号 (西町下水処理センター内)	受入時間 8:30～16:30 休業日 土曜日、日曜日、国民の祝日及び国民の休日、12月31日から1月3日
リサイクルプラザ 苫小牧	苫小牧市字沼ノ端2番地の25	開館時間 9:00～17:00 休館日 国民の祝日及び国民の休日、12月29日から1月3日

9 搬入禁止物及び処理不適物（適正処理困難指定物含む）

- ・ 医療機関等から排出される注射器、注射針、血液の付着したガーゼ等、感染の恐れのある廃棄物
- ・ 硫酸、塩酸、農薬、その他毒性のある薬品等
- ・ 火薬、マッチ、ガスボンベ、ガソリン、廃油、塗料、シンナー等の爆発性及び引火性のある廃棄物
- ・ 廃タイヤ、スプリング入りマットレス及びソファ、バッテリー、消火器、耐火金庫等
- ・ 冷蔵庫、洗濯機、ブラウン管テレビ、エアコン
（平成13年4月1日から）
- ・ 家庭用パソコン
（平成15年10月1日から）
- ・ 冷凍庫
（平成16年4月1日から）
- ・ 液晶テレビ、プラズマテレビ、衣類乾燥機
（平成21年4月1日から）
- ・ 産業廃棄物
- ・ 「燃やせるごみ」のうち、最長の辺又は径が50センチメートルを超えるもの。ただし、樹木の幹及び枝については、径が12センチメートル、長さが50センチメートルを超えるもの
- ・ 「燃やせないごみ」のうち下記のもの
 - (1) おおむね縦2メートル、横1メートル及び高さ60センチメートルの容器に収納できない形状のもの。ただし、金属くずについては次に掲げる形状のもの
 - ア 管状のものは、径が5センチメートル、長さが2メートルを超えるもの
 - イ 棒状のものは、径が1センチメートル、長さが40センチメートルを超えるもの
 - ウ 板状のものは、厚さが1.6ミリメートル、各辺の長さが40センチメートルを超えるもの
 - (2) 最大の辺又は径がおおむね150センチメートルを超えるもの

令和元年度 苫小牧市一般廃棄物収集運搬業・処分業許可業者一覧

【収集運搬業】

業者名	所在地	備考
(株)とませい	苫小牧市新開町2丁目2番10号	し尿汲取り委託 浄化槽清掃業許可
(株)苫小牧清掃社	苫小牧市字糸井402番地の14	し尿汲取り委託 浄化槽清掃業許可
ビケンビルサービス(株)	苫小牧市矢代町1丁目2番26号	
極東船舶企業(株)苫小牧支店	苫小牧市元中野町2丁目1番22号	
(有)協和清掃	苫小牧市明德町2丁目10番4号	
山本浄化興業(株)	苫小牧市字勇払165番地の4	浄化槽清掃業許可
日本製紙北海道サポート(株)	苫小牧市字勇払143番地	
(株)出光プラントック北海道	苫小牧市真砂町25番地の1	
北海道リサイクルセンター(株)	苫小牧市新開町4丁目4番12号	
(株)トマウエーブ	苫小牧市字勇払285番地の1	
山本産廃	苫小牧市字植苗73番地の73	伐採木のみ許可
(株)美備	苫小牧市泉町1丁目7番8号	
(有)エンジニアサービス	苫小牧市日吉町1丁目1番37号	
(株)C&R	苫小牧市字静川5番地の4	伐採木、流木、すき取り物のみ許可

【処分業】

業者名	所在地	事業範囲
(株)苫小牧清掃社	苫小牧市字糸井402番地の14	伐根・伐木・伐開物・廃家電品・スプリング入りマットレス・紙くず・繊維くず・プラスチック・刈草・動物性残渣
(株)トマウエーブ	苫小牧市字勇払285番地の1	廃ゴムタイヤ・汚泥
(株)C&R	苫小牧市字静川5番地の4	すき取り物・伐採木・流木・木くず
(株)三光産業	帯広市大通南16丁目18番地	廃ゴムタイヤ
(株)久保田組	新冠郡新冠町字北星町5番地9	可燃ごみ(食品残渣・廃飼料)
(株)イワクラ	苫小牧市晴海町23番地の1	伐採木・流木・せん定枝・木くず
(株)マテック	帯広市西21条北1丁目3番20号	耐火金庫・業務用冷蔵冷凍庫
JX金属苫小牧ケミカル(株)	苫小牧市字勇払152番地	薬品類

苦小牧市 清掃事業年表

年	ごみ・リサイクル関係	し尿関係
明治		
31	「衛生組合設置規定」による「衛生組合」設置 「衛生組合」においてごみ処理開始	同左
37	清潔法による春秋の大掃除開始	
大正		
5	村費補助と組合費により汚物掃除法に基づいて収集したごみを請負人が公設塵芥捨場で焼却処理	戦前戦後には人糞と称して農作物の肥料として活用され、運搬業者や農家がリヤカーで耕作地付近まで運んでいた。
12	汚物掃除法施行準用地の指定により、ごみ処理は町の指導監督のもとで実施 「汚物掃除監視吏員職務章程」「汚物掃除規定」「掃除監視員定員」「汚物掃除監視吏員給料及び旅費額立其の支給方法」等ごみ処理に関する規程、方法の議決 助役村田清澄を掃除監督長、衛生係主任熊谷賢次郎を掃除監督に命じ、掃除巡視には書記補山田耕作が任命された。 ごみ処理を衛生組合に委託、衛生組合は石橋組（石橋治三郎）に年間4千円前後にて請負わせ実施	ただ、戦前戦後の食料難時代には一般家庭でも食料の一部を自給するため自ら人糞を運び農作物の肥料としていた。 その後、し尿収集事業は清潔法により許可業者が収集運搬を行う。
昭和		
4	ごみ処理を町直営事業として実施 専任の汚物運搬馬車夫4名（馬車自前、月給85円）を発令、同時に「汚物運搬馬車夫兼掃除人夫服務心得」を示達 初代の運搬馬車夫には、本宮五十八、竜滝仁作、斎藤徳四郎、佐々木彦一の4名 ごみ運搬は町内を4区画とし、それぞれ馬車1台を配車し、日々のごみ処理は汚物掃除監視員の監視のもとで慎重に行われた。なおごみ捨て場は2ヶ所	

年	ごみ・リサイクル関係	し尿関係
昭和		
15	馬車 1 台増車	
16	汚物運搬馬車夫 月給 120 円	
	掃除巡視に被服、家族手当支給	
19	馬車 3 台に減車	
20	馬車 2 台に減車	
21	馬車 1 台に減車	
22	衛生組合連合会の結成	
24	「塵芥処理手数料条例」を議決	
	ごみ処理手数料をキロ数に応じて年額 120 円 ～1, 200 円徴収	
	3, 000 戸を対象にごみ箱を収集してトラック 2 台、馬車、リ	
	ヤカーで運搬。5, 000t～6, 000t のごみを埋立方式で処理	
29	「清掃法」が施行	
30	「苫小牧市清掃条例」を制定、「汚物清掃規定」「塵芥処理手	
	数料条例」を廃止	
36	廃棄物埋立処分場、美園町から字糸井 404 番地に変更	
39	ポリペール容器による従量制持寄り収集方式を実施、手数料	
	200 につき 6 円	
40	廃棄物埋立処分場字糸井 404 番地から字沼ノ端 230 番地に変	
	更	
42	廃棄物埋立処分場字沼ノ端 230 番地から字糸井 343 番地に変	
	更	
43		公共下水道西町終末処理場し尿
		投入施設供用開始した。
		し尿収集を委託（2 業者）、委託
		料 1 083 銭とした。

年	ごみ・リサイクル関係	し尿関係
昭和		
44	<p>ボックス（紙袋）方式によるごみ収集方式を採用、手数料については一般家庭 1500、商店・事業所等については、600 以下は無料とした。</p> <p>これ以上の排出については 200 につき 12 円。</p> <p>廃棄物埋立処分場、字糸井 343 番地から字柏原 217 番地に変更</p>	
45	<p>清掃センター（焼却炉）建設着工</p> <p style="text-align: right;">(12 月)</p>	
46	<p>大型ごみ収集開始</p> <p style="text-align: right;">(9～11 月)</p>	
47	<p>大型ごみ収集、年 2 回実施</p> <p>清掃センター（焼却炉）完成</p> <p>焼却処理開始</p> <p style="text-align: right;">(8 月)</p>	し尿処理手数料を下水道処理区域内と下水道処理区域外とに分けて徴収した。
48	<p>清掃センターの運転業務全面委託開始</p>	
49	<p>分別収集開始</p> <p style="text-align: right;">(4 月)</p>	
50	<p>大型ごみ収集年 3 回実施</p>	
51		し尿収集委託料を 102 円 50 銭とした。
52		し尿処理手数料を下水道処理区域内 103 円 76 銭、同区域外 102 円とした。
54	<p>10 m³車導入（6 台）</p> <p>排ガス処理施設設置（塩化水素減少）</p> <p style="text-align: right;">(12 月)</p>	
55	<p>清掃センター 200 t / 日炉増設工事着工</p> <p>～以後 3 年間継続</p> <p style="text-align: right;">(8 月)</p>	<p>し尿収集委託料を 103 円 7 銭とした。</p> <p>し尿処理手数料を下水道処理区域内 104 円 32 銭、同区域外 102 円 38 銭とした。</p>

年	ごみ・リサイクル関係	し尿関係
昭和		
57	清掃センター200 t / 日炉完成 (8月)	し尿収集委託料を103円35銭とした。 し尿処理手数料を下水道処理区域内105円48銭、同区域外103円2銭とした。(8月)
58	産業廃棄物最終処分場造成工事着手 (8月)	雑排水、浄化槽汚泥等投入層築造工事着手した。
59	同上処分場供用開始、これに伴い廃棄物埋立処分場を字柏原217番地から字柏原13番地に変更 (4月) 埋立焼却処分手数料等有料制度実施 100 kgまで150円、20 kg増すごとに30円加算 (6月)	同上投入槽供用開始、汚泥等処分手数料500につき107円とした。 (4月)
60	一般廃棄物最終処分場第1期造成工事(第1ブロック)着手 (6月) 同供用開始 (12月) 柏原埋立処分場の管理全面委託	
61	同上処分場第2期造成工事(第2～第4ブロック)着手 (12月) 同上処分場供用開始 (8月)	し尿収集委託料を500186円とした。 し尿処理手数料を下水道処理区域内500319円、同区域外500193円とし、汚泥等処分手数料を500につき133円とした。
62	「まちをきれいにする日」年2回(5・9月)実施	
63	電話申込みによる大型ごみの戸別収集開始 (1月) 苫小牧市一般廃棄物処理基本計画策定 (2月)	
平成		
元	柏原埋立処分場用地買収決定 (6月) 清掃センター2号炉空冷板設置・水噴霧装置設置 (9月) 全道市長会清掃問題研究会開催 (10月)	

年	ごみ・リサイクル関係	し尿関係
平成		
2	苫小牧上質古紙回収システム検討委員会発足 (7月)	
3	道内9市清掃担当部長会議開催 (7月)	
4	資源リサイクル推進室新設 (4月)	
	生ごみ堆肥化容器及び電動生ごみ処理機助成制度開始 (4月)	
5	苫小牧上質古紙リサイクル推進会議発足 (1月)	
	苫小牧市清掃条例改正（市の事業系一般廃棄物収集限度量 1日平均60ℓから30ℓ以下に引き下げ） (3月)	
	苫小牧市一般廃棄物処理基本計画策定 (3月)	
	埋立焼却処分手数料改正（100kgまで250円、20kg増す毎に 50円加算） (3月)	
6	苫小牧市一般廃棄物処理基本計画策定 (3月)	し尿処理手数料を下水道処理区 域外500242円、汚泥等処分手数料 を500につき167円とした。 (4月)
	廃棄物減量等推進審議会条例を制定 (3月)	
7	市内中心部（錦町・大町）混合収集から分別収集になり、 市内の分別収集100%になる (8月)	
	第1回廃棄物減量等推進審議会開催 (9月)	
8	第2回廃棄物減量等推進審議会開催 (2月)	
	埋立焼却処分手数料改正 （100kgまで350円、20kg増すごとに70円加算） (4月)	
	一般廃棄物収集運搬業許可等申請手数料等の改正 （1件につき5,000円、再交付1件につき2,500円） (4月)	
	廃タイヤ適正処理困難物に指定 (4月)	

年	ごみ・リサイクル関係	し尿関係
平成		
8	第3回廃棄物減量等推進審議会開催	
	(5月)	
	沼ノ端クリーンセンター建設工事着手	
	(3カ年継続事業)	
	(6月)	
	第4回廃棄物減量等推進審議会開催	
	兼視察研修(千歳市)	
	(7月)	
9	道内10市清掃担当部長会議開催	
	(2月)	
	第5回廃棄物減量等推進審議会開催「廃棄物減量についての	
	提言書」受理	
	(2月)	
	「資源物(缶・びん・紙パック)」分別収集開始	し尿処理手数料を下水道処理区域外 500244円、処理区域内 500322円とし、汚泥等処分手数を500につき170円とした。
	「苫小牧市推奨ごみ袋」販売	
	(4月)	
	第2次第1回廃棄物減量等推進審議会開催	
	(4月)	(4月)
	「苫小牧市資源化施設」稼働開始	
	(7月)	
	第2次第2回廃棄物減量等推進審議会開催	
	札幌市駒岡清掃工場視察	
	(10月)	
10	リサイクル推進とごみの減量PR活動	
	「530(ごみゼロ)の日」イベント開始	
	(5月)	
	苫小牧市ばい捨てによる空き缶等の散乱の防止に関する条例	
	の公布	
	(6月)	
	黒いごみ袋の直営収集を廃止	
	(7月)	
	第2次第3回廃棄物減量等推進審議会開催	
	(8月)	
	苫小牧市ばい捨てによる空き缶等の散乱の防止に関する条例	
	の施行	
	(10月)	

年	ごみ・リサイクル関係	し尿関係
平成		
10	美化促進地域の指定及び美化推進員の委嘱（駅前地域、音羽・双葉地域、花園・啓北地域） <div style="text-align: right;">(10月)</div>	
	家庭系一般廃棄物直営収集の一部民間委託 （市内中心部16町の可燃ごみと不燃ごみ及び市内全域の資源物の委託） <div style="text-align: right;">(11月)</div>	
11	第2次第4回廃棄物減量等推進審議会開催 （沼ノ端クリーンセンター視察） <div style="text-align: right;">(1月)</div>	
	旧苫小牧川を境に、東西地区に分け、収集・処理を分割 （沼ノ端清掃事務所開設） <div style="text-align: right;">(2月)</div>	
	糸井清掃センター1号炉を廃炉 <div style="text-align: right;">(3月)</div>	
	糸井清掃センター燃滓埋立処分場の閉鎖 <div style="text-align: right;">(3月)</div>	
	沼ノ端クリーンセンター供用開始 <div style="text-align: right;">(4月)</div>	
	第3次第1回廃棄物減量等推進審議会開催 <div style="text-align: right;">(4月)</div>	
	第3次第2回廃棄物減量等推進審議会開催 <div style="text-align: right;">(7月)</div>	
	東胆振三町から一般廃棄物広域処理の要請 <div style="text-align: right;">(8月)</div>	
	スプリング入りマットレスの適正処理困難物指定 <div style="text-align: right;">(10月)</div>	
	第3次第3回廃棄物減量等推進審議会開催 <div style="text-align: right;">(12月)</div>	
12	糸井清掃センター、ダイオキシン類低減対策改修工事着手 <div style="text-align: right;">(4月)</div>	
	第3次第4回廃棄物減量等推進審議会開催 （市内リサイクル関連施設視察） <div style="text-align: right;">(5月)</div>	
	一般廃棄物収集運搬業の許可拡大（新規4社） <div style="text-align: right;">(6月)</div>	
	事業系ごみ1日平均300未満の収集の廃止 <div style="text-align: right;">(7月)</div>	

年	ごみ・リサイクル関係	し尿関係
平成		
12	緊急地域雇用対策推進事業 不法投棄物の除去及び監視パト	
	ロール事業の実施	
	(7月～9月)	
	緊急地域雇用対策推進事業 街の美化推進事業の実施	
	(9月～10月)	
	第3次第5回廃棄物減量等推進審議会開催(提言書の審議)	
	(9月)	
	美化促進地域の指定変更及び美化推進員の委嘱(旭・栄地域、	
	美園・日の出三光地域、桜木・豊川地域)	
	(10月)	
	第3次第6回廃棄物減量等推進審議会開催	
	(提言書の審議・承認)	
	(10月)	
13	東胆振三町一般廃棄物広域処理協定書調印式	
	(1月)	
	埋立焼却処分手数料改正	
	(20kgまで90円、20kg増すごとに90円加算)	
	(4月)	
	「苫小牧市資源化センター」稼働開始	
	(4月)	
	ペットボトルの資源物収集開始	
	(4月)	
	第4次第1回廃棄物減量等推進審議会開催	
	(資源化センター等、見学)	
	(4月)	
	東胆振三町一般廃棄物広域処理開始	
	(7月)	
	第4次第2回廃棄物減量等推進審議会開催	
	(8月)	
	糸井清掃センター ダイオキシン類低減対策改修工事終了	
	(10月)	
14	大型ごみ有料化施行及び民間委託開始	
	(1月)	
	肉骨粉焼却に係る住民説明会開催	
	(1月)	
	第4次第3回廃棄物減量等推進審議会開催	
	(1月)	

年	ごみ・リサイクル関係	し尿関係
平成		
14	肉骨粉焼却開始	
	(1月)	
	道内10市清掃担当部長会議開催	
	(2月)	
	苫小牧市一般廃棄物処理基本計画策定	
	(3月)	
	第4次第4回廃棄物減量等推進審議会開催	
	(6月)	
	緊急地域雇用創出特別対策事業 不法投棄の除去及び監視	
	パトロール事業の実施	
	(6月～8月)	
	大型ごみ収集車両2人乗車開始	
	(7月)	
	第4次第5回廃棄物減量等推進審議会開催	
	(北海道エコリサイクルシステムズ視察)	
	(8月)	
	緊急地域雇用創出特別対策事業 ゴみの分別マナー周知事業	
	の実施	
	(8月～9月)	
	市単独緊急雇用対策事業 街の美化推進事業の実施	
	(9月～10月)	
	美化促進地域の指定変更及び美化推進委員の委嘱	
	(末広・若草・木場・緑・春日・弥生・矢代・元浜地域)	
	(10月)	
15	第4次第6回廃棄物減量等推進審議会開催	
	(2月)	
	第5次第1回廃棄物減量等推進審議会開催	
	(沼ノ端クリーンセンター・資源化センター見学)	
	(8月)	
16	第5次第2回廃棄物減量等推進審議会開催	
	(7月)	
	緊急地域雇用対策事業 不法投棄防止PR及び廃棄物除去	
	(8月～10月)	
	柏原産業廃棄物埋立処分場築堤造成工事	
	(8月～12月)	
	美化推進員制度休止	
	(9月)	

年	ごみ・リサイクル関係	し尿関係
平成		
16	「クリーンアップ・サポーター制度」導入 (10月)	
17	第6次第1回廃棄物減量等推進審議会開催 (4月)	
18	第6次第2回廃棄物減量等推進審議会開催 (2月)	
	第6次第3回廃棄物減量等推進審議会開催 (札幌市中沼プラスチック選別センター、プラスチック油化 処理施設見学) (2月)	
	早来町と追分町が合併して安平町、東胆振三町広域行政事務 組合は安平・厚真行政事務組合に名称変更 (3月)	
	第6次第4回廃棄物減量等推進審議会開催 (新日本製鐵株式会社室蘭製鐵所) (3月)	
	一般廃棄物収集運搬業許可等申請手数料等の改正 (1件につき10,000円、再交付1件につき5,000円) (4月)	
	家庭系一般廃棄物直営収集の一部民間委託 (市内西部17町の可燃ごみと不燃ごみ) (4月)	
	第6次第5回廃棄物減量等推進審議会開催 (5月)	
	第6次第6回廃棄物減量等推進審議会開催 (5月)	
	第6次第7回廃棄物減量等推進審議会開催 (8月)	
	北海道循環資源利用促進税施行 (10月)	
	第6次第8回廃棄物減量等推進審議会開催 (10月)	
	第6次第9回廃棄物減量等推進審議会開催 (11月)	
19	廃棄物減量等推進審議会第1回起草委員会 (1月)	
	廃棄物減量等推進審議会第2回起草委員会 (2月)	

年	ごみ・リサイクル関係	し尿関係
平成		
19	道内 10 市清掃担当部長会議開催	
		(2月)
	一般廃棄物最終処分場 第3期造成工事	
	(第5ブロック) 着手	
		(2月)
	第6次第10回廃棄物減量等推進審議会開催	
		(3月)
	053(ゼロごみ)大作戦実施本部設立総会開催	
		(3月)
	家庭系一般廃棄物直営収集の一部民間委託	
	(市内西部23町の可燃ごみと不燃ごみ)	
		(4月)
	委託拡大に伴い糸井清掃事務所収集部門閉鎖	
	指導部門を糸井分室に設置	
		(4月)
	第7次第1回廃棄物減量等推進審議会開催	
		(4月)
	割り箸回収事業開始	
		(6月)
	ペットキャップ回収事業開始	
		(8月)
	家庭用廃食油の拠点回収開始	
		(11月)
	リサイクルハウス設置助成事業開始	
		(11月)
20	第7次第2回廃棄物減量等推進審議会開催	
		(1月)
	エコストア認定制度開始	
		(2月)
	第7次第3回廃棄物減量等推進審議会開催	
		(3月)
	053(ゼロごみ)ファイナルコンサート	
	053大作戦実施本部を解散	
		(3月)
	家庭系一般廃棄物直営収集の一部民間委託	
	(市内東部21町の可燃ごみと不燃ごみ)	
		(4月)

年	ごみ・リサイクル関係	し尿関係
平成		
22	家庭系一般廃棄物直営収集の一部民間委託 (市内全域の可燃ごみと不燃ごみ)	
		(4月)
	プラスチックの資源物収集開始	
		(4月)
	第6期分別収集計画策定	
		(6月)
	第8次第4回廃棄物減量等推進審議会開催	
		(9月)
	第8次第5回廃棄物減量等推進審議会開催	
		(10月)
	第8次第6回廃棄物減量等推進審議会開催	
		(11月)
23	第8次第7回廃棄物減量等推進審議会開催	
		(12月)
	廃棄物減量等推進審議会第1回起草委員会	
		(12月)
	廃棄物減量等推進審議会第2回起草委員会	
		(1月)
	第8次第8回廃棄物減量等推進審議会開催	
		(2月)
	第8次第9回廃棄物減量等推進審議会開催	
		(3月)
	苫小牧市廃棄物減量等推進審議会 答申 「家庭ごみの有料化について」	
		(3月)
	家庭系一般廃棄物直営収集の一部民間委託 (市内西部29町のプラスチック)	
		(4月)
	第9次第1回廃棄物減量等推進審議会開催	
		(4月)
	「ごみ減量とリサイクル推進に対する基本的な考え方」 取りまとめ	
		(6月)
	使用済み小型電子機器をイベントで回収	
		(9月)
	公共施設にリサイクルボックス設置	
		(10月)

年	ごみ・リサイクル関係	し尿関係
平成		
23	家庭ごみ有料化実施計画策定	
	(11月)	
	紙類資源化実施計画策定	
	(11月)	
24	苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例一部改正	
	(家庭ごみ有料化及び大型ごみ手数料改定)	
	ごみ処理手数料 10につき2円	
	大型ごみ処理手数料 最大の辺又は径が	
	1m以下のもの 1単位につき 300円	
	1mを超え2m以下のもの 1単位につき 600円	
	(平成25年7月1日実施)	
	(2月)	
	053(ゼロごみ)大作戦～ステージ3～イベント	
	「ゼロごみトーキング」開催	
	(3月)	
	家庭系一般廃棄物直営収集の一部民間委託	「浄化槽設置整備事業」による補助金制度開始した。
	(市内西部21町のプラスチック)	
	(4月)	浄化槽設置費補助制度開始
	使用済み小型電子機器拠点回収開始	苫小牧市浄化槽設置整備事業資金貸付制度開始した。
	(4月)	
	電動生ごみ処理機貸出制度開始	(4月)
	(4月)	
	053(ゼロごみ)大作戦～ステージ3～オープニング	
	イベント「プラザまつり」開催	
	(4月)	
	第9次第3回廃棄物減量等推進審議会開催	
	(7月)	
	シンポジウム「家庭ごみ有料化～大幅なごみ減量の達成に向けて」(講師:東洋大学経済学部 山谷 修作 教授)	
	(7月)	
	第9次第4回廃棄物減量等推進審議会開催	
	(8月)	
	第2回「プラザまつり」開催	
	(10月)	

年	ごみ・リサイクル関係	し尿関係
平成		
24	苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例一部改正 (埋立処分手数料改定、平成 25 年 7 月 1 日実施)	
	事業系一般廃棄物手数料 10 kgにつき 140 円	
	大型ごみ処理手数料 (自己搬入) 10 kgにつき 140 円	
		(12 月)
25	第 9 次第 5 回廃棄物減量等推進審議会開催	
		(3 月)
	第 10 次第 1 回廃棄物減量等推進審議会開催	し尿・雑排水等処理施設の運営管
		理民間委託した。
	「廃棄物の不法投棄撲滅に関する協定」締結 (日本郵便(株)苫小牧郵便局)	(4 月)
		(4 月)
	不法投棄専用ダイヤルを開設	(4 月)
		(4 月)
	折りたたみステーション導入	(4 月)
		(4 月)
	053 (ゼロごみ) 大作戦～ステージ 3～ファイナル イベント 第 3 回「プラザまつり」開催	(6 月)
		(6 月)
	家庭系一般廃棄物の有料化開始	(7 月)
		(7 月)
	市内全域の紙類の資源物収集開始	(7 月)
		(7 月)
	蛍光管の拠点回収開始	(7 月)
		(7 月)
	せん定枝の資源物収集開始	(7 月)
		(7 月)
	大型ごみ処理手数料の料金改定	(7 月)
		(7 月)
	事業系一般廃棄物の料金改定	(7 月)
		(7 月)
	「廃棄物の不法投棄撲滅に関する協定」締結 (北海道電力(株)苫小牧支店)	(8 月)
		(8 月)
	高濃度 PCB 廃棄物処理委託開始	(9 月)
		(9 月)

年	ごみ・リサイクル関係	し尿関係
平成		
25	第 10 次 第 2 回 廃棄物減量等推進審議会開催 (11 月)	
26	市内全域のプラスチック民間委託収集開始 (4 月)	
	第 10 次 第 3 回 廃棄物減量等推進審議会開催 (株)マテック石狩支店外視察 (5 月)	
	不法投棄防止監視カメラの設置開始 (9 月)	
	低濃度 P C B 廃棄物処理委託開始 (10 月)	
	第 10 次 第 4 回 廃棄物減量等推進審議会開催 (11 月)	
27	第 10 次 第 5 回 廃棄物減量等推進審議会開催 (3 月)	
	環境美化活動助成金制度開始 (4 月)	
	0 5 3 (ゼロごみ) 大作戦～ステージ 4～ オープニングイベント開催 (4 月)	
	第 11 次 第 1 回 廃棄物減量等推進審議会開催 (4 月)	
	ごみ焼却灰セメント資源化業務開始 (焼却灰の一部を北斗市 民間セメント会社にて資源化) (4 月)	
	0 5 3 (ゼロごみ) リユース文庫開設 (6 月)	
	道内 10 市清掃担当部長会議開催 (7 月)	
	0 5 3 (ゼロごみ) 大作戦～ステージ 4～ 「プラザまつり」開催 (8 月)	
	沼ノ端クリーンセンター基幹的設備改良工事着手 (9 月)	
	ごみ拾い大作戦!!～チームでゴミを撤去せよ～ 「ゼロゴミッション」開催 (10 月)	

年	ごみ・リサイクル関係	し尿関係
平成		
28	事業系分別ハウス設置助成制度開始	
	(7月)	
	資源物中間処理委託業務開始	
	(7月)	
	生ごみ処理容器「ベランダ de キューロ・ミニ」モニター事業	
	(7月)	
	第11次第5回廃棄物減量等推進審議会開催	
	(北海道エコリサイクルシステムズ(株)、(株)Jファーム視察)	
	(11月)	
29	第11次第6回廃棄物減量等推進審議会開催	
	(3月)	
	「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」締結(苫小牧廃棄物協同組合)	
	(3月)	
	「苫小牧市資源化センター」廃止	
	(3月)	
	缶・びん・ペットボトル・紙パック中間処理の民間委託	
	(4月)	
	第12次第1回廃棄物減量等推進審議会開催	
	(5月)	
	ごみ拾い大会!～チームでごみを撤去せよ!～	
	「ゼロゴミッション」開催	
	(9月)	
	第12次第2回廃棄物減量等推進審議会開催	
	(糸井清掃センター、沼ノ端クリーンセンター視察)	
	(11月)	
30	沼ノ端クリーンセンター基幹的設備改良工事 終了	
	(2月)	
	第12次第3回廃棄物減量等推進審議会開催	
	(3月)	
	フードドライブ事業開始	
	(3月)	
	糸井清掃センター休炉	
	(4月)	
	折りたたみ式ごみ箱(エコシティー)導入	
	(4月)	
	053ファイブのインスタグラムアカウント開設	
	(4月)	

年	ごみ・リサイクル関係	し尿関係
平成 30	<p>沼ノ端第2埋立処分場造成工事着手 (6月)</p> <p>生ごみ分解処理容器助成事業開始 (6月)</p> <p>「2510(ニコとま)運動」推奨店認定制度開始 (7月)</p> <p>第12次第4回廃棄物減量等推進審議会開催 (7月)</p> <p>北海道胆振東部地震の発生に伴う災害ごみの受け入れ (9月)</p> <p>排出ルールの一部変更 有害ごみを「燃やせるごみの日」に変更 缶、びん、ペットボトルをそれぞれ別袋で排出 おむつ類を無料で収集 (10月)</p> <p>第12次第5回廃棄物減量等推進審議会開催 (3月)</p> <p>植苗・美沢地区監視カメラ設置 (再編関連訓練移転等交付金補助事業) (3月)</p> <p>糸井清掃センター廃炉 (4月)</p>	
令和 元 2	<p>第13次第1回廃棄物減量等推進審議会開催 (5月)</p> <p>第13次第2回廃棄物減量等推進審議会開催 (10月)</p> <p>コロナ禍の影響により拠点回収一時停止 (3月)</p> <p>第13次第3回廃棄物減量等推進審議会開催 (コロナ禍の影響により書面開催) (3月)</p>	